

賃金等の変動に対する  
神戸市工事請負契約約款第24条第7項(インフレスライド条項)  
運用マニュアル(暫定版)

平成26年3月

神戸市土木技術管理委員会

## はじめに

本資料は、神戸市工事請負契約約款第24条7項のインフレスライド条項について、「賃金等の変動に対する神戸市工事請負契約約款第24条7項の運用について(通知)」(以下「本通知」という。)に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、建設局道路部技術管理室と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努めて下さい。

### 1. 適用対象工事

- (1) 契約約款第24条第7項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

#### ・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (契約約款第24条第1項から第5項)	単品スライド (契約約款第24条第6項)	インフレスライド (契約約款第24条第7項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除くすべての資材(鋼材類、燃料油類等)
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内すべての資材を対象に、スライド額を算出するため、再スライドの必要がない。)
			本通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材労務単価等
			残工事費の1.0% (28条「不可抗力による損害条項」に準拠し、建設業者の経営上最低限度必要な利益まで損なわないように定められた「1%」を採用。)
			可能 (本通知に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

## 2. 請求日及び基準日等について(定義)

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日(請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。)から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

### ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも指示書による先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

## 3. スライド協議の請求(請求方法)

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### ・ スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

### ・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2)により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

### ・ スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面(別紙様式2-1及び2-2)により通知する。

※精算変更時にスライド協議を行う際、別紙様式2-1に協議開始は、「残工事数量が固まる時期を目安に通知する」ことを明記することにとどめ、後日別添様式2-2により改めて通知すること。

※別添様式2-2については、請求日より7日以内に回答する必要はないが、スライド協議額が確定次第通知すること。

※スライド協議開始日については、工期末及び諸手続期間を十分に考慮し決定すること。

※スライド協議を精算変更時に行わない場合は、別紙様式2-2は不要となる。

#### ・ 実施フローについて

「工事請負契約約款第24条第7項に伴う実施フロー」を参照すること。

### 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事にかかる変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$  : 増額スライド額

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$  : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$  : 当初落札率、 $Z$  : 神戸市の積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$  : 減額スライド額

$P_1$  : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$  : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \Sigma(\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$  : 当初落札率、 $Z$  : 神戸市の積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛変更については考慮するものではない。

#### ・ 受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約約款第28条「不可抗力による損害条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益を損なわないように定められた「100分の1」としている。

#### ・ 基準日における特別調査又は見積単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することが出来る。ただし、当該材料等の工事全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・ 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合における基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5. 出来高数量の確認(残工事量の算定)

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、工事費内訳表等に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ・工場製作品については、工場での確認又は、ミルシート等で在庫確保が証明できる材料出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、架設鋼材など)も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライドの対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 工事費内訳表等で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象と出来る。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注側に換算数量がない場合は、受注側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形に含めないものとする。
- (6) 基準日までに契約変更を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とする事が出来る。

・ 出来形数量の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。

確認は「工事打合せ簿等」及び「出来形・残工事量算定表(様式 3)」により行うことを原則とし、受注者に様式 3 及び出来形が確認できる数量計算書、出来形図面、写真及び上記5(2)の材料等を確認できるミルシート、契約書の写し等の根拠資料の提出を求め、発注者が行うこととする。

※記5. (3)については、工事担当課と受注者との協議の上、双方同意であれば可能であり、各工事の判断とする。

※記5. (4)について、受注者が施工承諾により市積算の内容と異なる施工をしている場合等、現地で工事担当課と受注者で立ち会い確認の上、任意施工部分の出来高を確認する。例えば、任意仮設が4割現場で出来ていれば、仮設における市積算額の6割を残工事(スライド)対象額とする。

また、簡易な手法として、受注者に「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、工事費内訳表等に対応した出来高を確認できることとする。

※スライド条項における出来形算出にのみ適用可能とする。

「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

次式により工事費内訳表等に対応した出来高を算出する。(ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \\ \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$

※なお、本運用の出来形と部分払いの出来形を兼用する場合は、本運用の出来形確認では、部分払いの際には通常確認しない購入済材料等も対象とするため、まず、本運用の出来形を正確に確認し、部分払いの出来形については、その範囲内で通常部分払いにおいて対象とする数量を抽出することで確認する。

また、指示書等による先行指示で施工を行い、確認時点の最新設計書の設計数量を超えた施工を行っている場合は、本運用の出来形確認では超えた分も対象とするが、部分払いの出来形確認では設計数量の範囲内で確認する。

本通知に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と同じ方法によることとする。

#### ・ 出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

### 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途物価指数を用いることが出来る。

#### ・ 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

#### ・ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することが出来る。ただし、当該材料等の工事全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

### 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことが出来る。

#### ・ 精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注間で確認すること。

※ここでいう精算変更とは、数量増減に係る最終設計変更契約とは別で、インフレスライド協議に係る変更分だけを対象にした変更契約をいう。

## 8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約約款第 24 条第 1 項から第 5 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第 24 条第 6 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することが出来る。

- 契約約款第 25 条第 7 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては、残工事費の 1%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドルールをそのまま適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間については当該期間の工事費の 1%を受注者負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととした。
- さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は、基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

**【参考】神戸市工事請負契約約款 第24条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)**

- 全体  
スライド {
  - 1 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 前項の規定による請求は、残工事の工期が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
  - 3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を越える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
  - 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド {
  - 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド {
  - 7 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
  - 8 第6項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。